

【スウェーデン】消費者訴訟に関する制度改正

海外立法情報課・井樋 三枝子

* 特定訴訟への消費者オンブズマンの参加に関する試行的法律(1997:379)が、恒久的法律として制定(2011:1213)された。これにより、特定の訴訟での消費者の費用負担がほぼ無料となる。

消費者保護と紛争解決

スウェーデンで事業者との紛争の解決手段として、消費者に広く利用されているのが、消費者苦情処理委員会の決定による事業者への勧告である。この委員会は独立した行政機関であるが、勧告には法的拘束力がない。しかし、勧告に従わない事業者に対しては、社会的に制裁が働き、実効性が高い。勧告の決定の申立ては無料であり、これを用いた紛争処理は消費者にとり有益なものとなっている。ただし、勧告は書面の審査のみで行われ、銀行関係の紛争等、広範囲の調査を必要とし、又は複雑な法律問題に関する場合は、受理されない。消費者と事業者との紛争解決には、他に集団訴訟手続法(2002:599)による集団訴訟の提起、消費者苦情処理委員会に対する集団手続の提起に関する規則(1997:9)に基づく消費者苦情処理委員会に対する集団手続の提起等の手段があるが、集団訴訟では解決できない紛争もある。スウェーデンには、経済的な問題で法律サービスを受けられない者のために、法律扶助制度が設けられているが、この制度からの経済的な支援は、1996年の法律扶助法改正(1996:1619)以降、大幅な制限が設けられた。また、スウェーデンの訴訟手続法典(1942:740)上、原則的に民事裁判費用は敗訴者負担と定められている。これらのことから、敗訴の場合の経済的不利益を恐れ、消費者側が訴訟を提起しにくい状況となっており、消費者は、安価で簡便な紛争解決を裁判外紛争解決手続に求め、訴訟提起はほぼ皆無となった。このような状況で、消費者保護の法領域で重要な法律解釈などが深まらないことが問題視されるようになり、解決のため消費者オンブズマンによる、消費者に対する訴訟援助の制度が、1997年に試行的に導入されることとなった。

訴訟での消費者オンブズマンによる消費者援助

消費者オンブズマン(以下「オンブズマン」)は、消費者庁(司法省の管轄下にある行政執行機関)の長官を兼務し、マーケティング法(1995:450)等に基づき、事業者の指導監督を行っている。また、オンブズマンは、集団としての消費者を代表し、消費者苦情処理委員会に対して、上述の苦情の申立てを行う権限を有し、集団訴訟手続法上、消費者の損害請求のため公的集団訴訟(法で定められる3つの集団訴訟の1形式)を提起する権限を認められている。

上述の1997年制定のオンブズマンの訴訟参加に関する試行的法律は、2002年11月の期限が、2004年12月、2006年12月、2011年12月と延長されている。当初の規定では、オンブズマンの参加は金融関係の事件に限定されていたが、それまでに出

されたオンブズマンの援助を求める申請が、いずれも法の元々の適用範囲である金融サービスに関する紛争ではなかった。そのため 2006 年にその限定を解除する改正がなされた上で、試行期間が 2011 年末まで延長された。試行期間は最終的に 14 年間となり、この間、特段の問題もなかったことから、恒久化が決定した。恒久化した法律の概要は、以下のとおりで、2012 年 1 月 1 日から施行された。

- ・オンブズマンは、法律の適用に関する問題又は消費者一般の利益に関する問題の場合に、消費者と事業者の紛争に関与する権限を有する。関与は、消費者に対する援助として行われ、一般裁判所における手続及び執行官局（国税庁に属する公債権及び私債権の執行を所管する機関）への取立ての申立てにおいて行う。オンブズマンは、消費者が関与を求めた場合のすべてに応じる義務を負わない。訴訟当事者は消費者であり、オンブズマンは授権された代理人となる。消費者の承認によってのみオンブズマンは代理人となり、消費者はいつでも授権行為を取り消せる。代理人となったオンブズマンは訴訟の前後の過程も含め、消費者訴訟準備及び訴訟行為を行う。オンブズマンは、消費者が不正確な情報を提供している、消費者が希望する上訴に応じられない等の理由で、代理人を辞任することができる（第 1 条及び第 2 条）。
- ・オンブズマンが代理人となる訴訟も、基本的に訴訟手続法典の規定に従う。ただし、少額訴訟で裁判官が 1 名とされるなどの訴訟の簡略化に係る規定は適用されない。オンブズマン関与の決定前に訴訟手続簡略化が決定していた場合でも、通常手続に戻す。オンブズマンが支援する訴訟の特質が、訴訟簡略化になじまないためである。消費者敗訴の場合、訴訟費用はオンブズマンが負担する。ただし、オンブズマン辞任後の訴訟費用に関しては、責任を負わない。オンブズマンは訴訟当事者ではないため、その活動費用は訴訟費用とみなされず、訴訟手続法典上の規定に関係しない。しかし、訴訟を妨害・遅延させた訴訟当事者に対し、追加的に生じた相手の訴訟費用を負担させるという訴訟手続法典上の規定については、事業者側に責任がある場合、事業者が国に対し、それを支払う責任を負うと解釈する（第 4 条及び第 5 条）。
- ・法律扶助法第 32 条第 7 項を改正し、オンブズマンが消費者への訴訟支援を決定した時点からの、法律扶助終了を規定する。また、オンブズマンがなす、この法律に基づく諸決定に対して、消費者は訴えを起こすことはできない（第 6 条及び第 7 条）。
- ・第 6 条の規定にかかわらず、オンブズマンの訴訟参加の場合も、消費者は裁判所への証拠提出の費用、調査費用、申請費用等については法律扶助法と類似の扶助を受ける。同法の被扶助者の責めに帰すべき理由での扶助打切りの場合、行政機関によって審査されるべき事項に関する調査の費用についての返還義務はない。（第 3 条）。

参考文献(インターネット情報は 2012 年 1 月 24 日現在である。)

- ・ Prop. 2010/11:164. <<http://www.riksdagen.se/webbnav/?nid=37&dokid=GY03164>>
- ・内閣府国民生活局『諸外国における消費者 ADR 体制の運用と実態に関する調査』2008.2. <<http://www.caa.go.jp/seisaku/caa/kokusai/index.html>>